

平成 25 年 9 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社アイロムホールディングス 代表者名 代表取締役社長 森 豊隆 (コード番号 2372 東証第一部)

問合せ先

役 職 専務執行役員 社長室長

氏 名 小島 修一 電 話 03-3264-3148

ストックオプション(新株予約権)の割当てに関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成25年6月27日開催の当社株主総会の委任を受け、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

I.特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社は、経営参画意識と業績向上に対する意欲や士気を一層高め、継続的な経営改革を展開することにより、企業価値の向上を図ることを目的とし、当社及び当社子会社の取締役、監査役、従業員並びに社外協力者に対し新株予約権を無償で発行したいと存じます。

Ⅱ.新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の名称

株式会社アイロムホールディングス 第5回新株予約権

2. 新株予約権の総数

6,900 個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

3. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という)は 1 株とする。

ただし、下記 14.に定める新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。当該調整後付与株式数を適用する日については、5.(2)①の規定を準用する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記の他、割当日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

4. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における 当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という)の平均値に 1.05 を乗じた金額(1 円未満の端数 は切り上げる)又は割当日前日の終値(当日に取引が無い場合は、それに先立つ直近日の終値)のいず れか高い金額とする。ただし、行使価額は下記 5.に定める調整に服する。

5. 行使価額の調整

- (1) 割当日後、当社が当社普通株式につき、次の①又は②を行う場合、行使価額をそれぞれ次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という)により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。
 - ① 当社が株式分割又は株式併合を行う場合

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 株式分割又は株式併合の比率

② 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む)の行使による場合を除く)

- i 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」 (以下、「適用日」という)に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日における東京証券取引 所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ)の平均値(終値 のない日を除く)とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第 2 位まで算出し、小数第 2 位 を四捨五入する。
- ii 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」とは、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式総数から当社が保有する当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とする。
- iii 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。
- (2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。
 - ① 上記(1)①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の 基準日の翌日(基準日を定めないときは、その効力発生日)以降、株式併合の場合は、その効 力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する 議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株 主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当 該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総

会の終結の日までに新株予約権を行使した(かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という)新株予約権者に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

(調整前行使価額-調整後行使価額) × 分割前行使株式数 新規発行株式数 = 調整後行使価額

- ② 上記(1)②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行又は処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降)、これを適用する。
- (3) 上記(1)①及び②に定める場合のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当て又は配当等の条件等を勘案の上、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。
- (4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知 又は公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、 以後速やかに通知又は公告する。
- 6. 新株予約権を行使することができる期間

平成 27 年9月 14 日から平成 34 年9月 13 日まで

- 7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則 第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じ る1円未満の端数を生ずる場合は、この端数を切り上げる。
 - (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- 8. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

9. 新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- (2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案
- (3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案
- (4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全

部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

10. 組織再編における再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めることを条件とする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記 3. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、上記 4.で定められる行使価額 を組織再編行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定 される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記 6.に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日の うちいずれか遅い日から、上記 6.に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までと する。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 7.に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する。

- (8) 新株予約権の取得条項 上記 9.に準じて決定する。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件 下記 12.に準じて決定する。
- 11. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

12. その他の新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても当社又は当社子会社の取締役、監査役、 従業員又は社外協力者の地位を保有していることを要する。ただし、任期満了による退任その他、 当社取締役会が正当と認める事由がある場合にはこの限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することはできない。
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。
- 13. 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えの金銭の払込みはこれを要しないこととする。

14. 新株予約権を割り当てる日

平成 25 年9月 20 日

15. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社の取締役5名に3,000 個、監査役3名に180 個、従業員15名に300個、当社子会社の取締役3名に350個、当社子会社の従業員39名に860個、当社の完全子会社が発行済株式の総数を所有する子会社の取締役6名に190個、当社の完全子会社が発行済株式の総数を所有する子会社の従業員1名に20個、社外協力者1名に2,000個、を割り当てる。

Ⅲ.支配株主との取引等に関する事項

本件ストックオプションの発行は、その一部につきまして、支配株主である当社の代表取締役社長 森 豊隆に割り当てられるため、「支配株主との取引等」に該当しております。

1. 公正性を担保する措置及び利益相反回避措置

本件ストックオプションは、社内で定められた規則並びに手続に基づいて決議しております。また、権利 行使価格の決定方法をはじめとする発行内容及び条件についても、一般的な新株予約権発行の内容及 び条件から逸脱するものではなく、適切なものであります。

2. 当該取引が少数株主に不利益なものでないことに関する、支配株主と利害関係を有しない者から入手した意見の概要

支配株主と利害関係のない独立役員である社外取締役の角台利和および社外監査役の佐々木秀次より、 以下のとおり公正性を担保する措置及び利益相反取引回避措置がとられていることから、少数株主におって不利益なものではないことにつき、意見を得ております。なお、上記の社外取締役角台利和および社外監査役佐々木秀次は、本日開催の当社取締役会で本件にかかる議案の審議に参加し、上記の意見に基づき当該議案に同意する旨並びに異論が無い旨を表明しております。

- (1) 当社の代表取締役である同氏の職責が当社業績の向上であることは明らかであること。
- (2) 本件ストックオプションは、特に有利な条件をもって無償で発行されるものであることが、第 16 回定時株主総会特別決議によって承認されたこと。
- (3) 本件ストックオプションの権利行使価額その他の発行内容及び条件について検討した結果、本件ストックオプションは適正なものであり、妥当性が確保されていること。
- (4) 社内で定められた規則および手続きに基づき発行されるものであること。
- (5) 今回の取締役会決議において発行される予定のすべての新株予約権が権利行使された場合、交付される当社普通株式の上限は7,000株であり平成25年3月末の発行済株式総数935,142株の0.75%にあたり、本件ストックオプションの付与が株式価値の希薄化に与える影響は極めて限定的

であること。

3. コーポレートガバナンス報告書との適合状況

当社では、平成25年7月9日に開示したコーポレートガバナンス報告書の「4.支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方針に関する指針」に、以下の内容で支配株主との取引方針を記載しており、本件は、この基本方針に則って決定しております。

「当社の創業者である森 豊隆は、当社の議決権の過半数を所有する支配株主であります。当社と支配株主との取引につきましては、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本方針とし、その取引金額の多寡に関わらず、取引内容及び条件の妥当性についてを当社取締役会において審議の上、取締役会決議をもって決定しております。」

以上